景観形成基準対応表

令和２年10月30日

　　　　　　　　伊豆市建設部都市計画課

＜建築物、工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更（市内全域）＞

①景観形成基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 配置 | □【自然公園ゾーン】山稜の近傍では、稜線を乱さないよう  尾根から低い位置に配置する。 |  |
| 壁面の位置 | □壁面は、道路からできる限り後退し、歩道状の空間、植栽  のための空間の確保などにより、ゆとりや潤いのある空間  の創出に配慮する。 |  |
| 高さ | □周辺の街並みや自然景観と調和した高さとするよう配慮  する。 |  |
| □富士山などの良好な眺望を阻害しない高さとするよう配  慮する。 |
| 形態 | □周辺の街並みや自然景観と調和した形態とし、違和感を与  えないよう配慮する。 |  |
| □【自然公園ゾーン・森林ゾーン・田園集落ゾーン・海岸ゾ  ーン】屋根は、切妻、寄棟、入母屋、方形など、勾配のあ  る形態とするよう配慮する。 |
| 材料 | □光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたっ  て使用しない。 |  |
| □木材や石材などの自然素材の活用などにより、周辺の景観  との調和に配慮する。 |
| 屋外  設備 | □外壁または屋外に設ける設備は、道路などの公共施設から  見えにくいよう配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合、外壁と調和する色調、目隠しなどにより、目立たないよう配慮する。 |  |
| □建築物、工作物の屋根、屋上などに太陽電池モジュールを  設置する場合は、色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用するよう配慮する。 |  |
| 擁壁等 | □長大な擁壁が生じないようにする。やむを得ない場合は、  緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| 駐車場、駐輪場 | □駐車場、駐輪場の舗装面、機器類、垣柵は、形態意匠などの工夫により、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| 色彩 | □色数は全体で５色以内とする。 |  |
| □【森林ゾーン・田園集落ゾーン・まちなかゾーン】周辺の  景観と調和するよう、派手な色彩を控え、できるだけ落ち  着いた色彩を使用する。 |  |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 色彩 | □マンセル値による外壁や屋根の色彩基準。（下記以外） |  |
| □【自然公園ゾーン・海岸ゾーン】外壁の色彩は、褐色系、  クリーム色、灰系色、乳白系色とする。 |  |
| □【自然公園ゾーン・海岸ゾーン】屋根の色彩は、ダークブ  ラウン、灰黒系色、赤錆系色、暗緑系色とする。ただし、和瓦または鋼板を用いる場合は、この限りではない。 |  |

➁景観配慮事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮事項 | 対応 |
| 垣柵等 | □垣柵を設ける場合、生け垣の設置、木材や石材の活用、ネ  ットフェンス前面の植栽、自然物の材質を模したブロック  積みなどが望ましい。 |  |
| 緑化 | □道路などの公共空間に面する場所の緑化に努める。 |  |
| 屋外広告物 | □建築物の壁面に自家広告物以外の屋外広告物を設置しな  いよう努める。 |  |
| □野立て看板、屋上看板、突出看板の設置を避け、できるだ  け集約化、小規模化に努める。 |  |
| □屋外広告物の高さ、形態、色彩、意匠は、建築物、周辺の  景観と調和するよう努める。 |  |
| □【自然公園ゾーン・森林ゾーン・田園集落ゾーン・海岸ゾ  ーン】屋外広告物の地は、自然素材またはダークブラウン  を使用し、全体で３色以内となるよう努める。 |

注）周辺の土地利用状況、周辺景観の状況等に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。